

○芦屋町同好会承認取扱要綱

平成20年12月17日教育委員会告示第25号

芦屋町同好会承認取扱要綱

(目的)

第1条 教育委員会が同好会と承認された団体に、学習の機会と場所を提供することを目的とする。

(承認の基準)

第2条 公民館の使用を認める同好会は、次の各号を具備した団体であること。

- (1) 体育、文化的団体として認められるもの
- (2) 同好会の会員数は原則として8名以上であり、かつ60%以上が町内在住者であること。
- (3) 同好会の代表者、役員が明確であり、会則が定められていること。
- (4) 講師等の必要な同好会は、講師等の私塾又は営利の目的とならないこと。
- (5) 同好会が公民館を使用することができる回数は1週間に1回とする。
- (6) 講師等の謝礼は、1回につき10,000円以下とする。
- (7) 同好会が使用する1回の時間は、3時間以内とする。
- (8) 公民館の管理運営上、建物構造、騒音等を考慮し、他の利用者に支障をきたさないものであること。
- (9) その他、公民館長が適当であると認めたもの

(承認の取消し)

第3条 公民館長は、同好会が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 承認の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 使用者が使用上の遵守事項に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外での喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (2) 騒音を発生し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なく物品を販売しないこと。
- (4) その他、公民館長が指示する事項

(承認の申請)

第5条 同好会の承認を受けるためには、次の申請をしなければならない。

- (1) 承認を受けようとするグループは、芦屋町同好会承認申請書及び同好会規約を提出すること。
- (2) 承認を受けているグループは毎年度初めに芦屋町同好会承認申請書を提出すること。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。